証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

親投資信託　　カレラ マネープール マザーファンド

【変更の内容】

平成 26 年 12 月 1 日施行の「投資信託及び投資法人に関する法律」改正に対応するため、上記ファンドの投資信託約款について一般社団法人投資信託協会規則に定める信用リスク集中回避のための投資制限を追加する約款変更を行いました。

（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
運用の基本方針	運用の基本方針
（略）	（略）
２．運用方法	２．運用方法
（略）	（略）
（３）投資制限	（３）投資制限
① 同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産（国債等を除きます。）への投資（現先取引による投資を除きます。）の合計額は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。	① 同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産（国債等を除きます。）への投資（現先取引による投資を除きます。）の合計額は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。
（略）	（略）
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。	（新設）
（略）	（略）

【運用の指図範囲等】 第14条　（略） ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。 （略） ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 （略）	【運用の指図範囲等】 第14条　（略） ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。 （略） （新設） （略）

以上

平成 31 年 1 月 12 日

東京都中央区日本橋兜町 10 番３号
カレラアセットマネジメント株式会社